

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和7年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

令和8年2月10日(火) 午後1時30分から午後4時まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。ただし、(1)から(6)までに掲げる者で、鳥取県内に住民登録がない者については、鳥取県内の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)又は高等学校等(独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)又は鳥取県内の医療機関等に准看護師として就職することが内定している者に限る。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。)第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和8年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和8年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和8年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和8年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (5) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和8年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めた者

5 受験願書の受付期間

令和7年12月1日(月)から同月4日(木)まで

なお、郵送による場合は、令和7年12月4日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(持参又は郵送によること。)

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(令和8年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)
- (2) 4の(6)に該当する者であるときは、看護師国家試験受験資格認定書の写し
- (3) 4の(7)に該当する者であるときは、鳥取県准看護師受験資格認定書の写し

- (4) 鳥取県外の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)を卒業見込み又は卒業した者で鳥取県内に住民登録している者は、出願前6月以内に交付された住民票(「個人番号」を省略した住民票)
- (5) 4の(1)から(6)までのいずれかに該当し、鳥取県内に住民登録がなく、かつ、鳥取県内の高等学校等を卒業し、鳥取県外の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)を卒業見込み又は卒業した者は、鳥取県内の高等学校等の卒業証明書
- (6) 4の(1)から(6)までのいずれかに該当し、鳥取県内に住民登録がなく、かつ、鳥取県外の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)を卒業見込み又は卒業した者で、鳥取県内の医療機関等に准看護師として就職することが内定している者は、就職する予定の鳥取県内の医療機関等が発行した内定証明書
- (7) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校、養成所又は病院等の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、10の(5)の問合せ先に相談すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、納付書により納付し、受験願書の裏面に納付済証を貼り付けること。

なお、受験料は受験願書の受付後は返還しない。

9 合格者の発表等

- (1) 令和8年3月10日(火)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲載するとともに、合格者には合格証書を交付する。

ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込み、看護師国家試験受験資格認定を受ける見込み又は鳥取県准看護師受験資格認定を受ける見込みで受験した者については、令和8年3月31日(火)午前9時(必着)までに修業証明書、卒業証明書を提出した場合に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。

- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により直ちに開示決定等を行うことができる保有個人情報に当たするため、令和5年鳥取県告示第176号(直ちに開示決定等を行う個人情報について)により告示した方法等により開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙及び納付書は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、110円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を同封すること。
- (2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、令和7年12月4日(木)午後5時までに(5)の問合せ先に申し出ること。内容によっては、試験実施上、配慮できない場合がある。
- (3) 災害等によって試験の日時等を変更する場合は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課ホームページに掲載する。
- (4) 受験の際のマスクの着用は、個人の判断による。ただし、マスクを着用する場合であっても、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示に従い、一時的にマスクを外すこと。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話:0857-26-7204、メールアドレス:kangoshikakuho@pref.tottori.lg.jp)に問い合わせること。